

島根地方最低賃金審議会

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和5年9月25日（月）午後4時55分～午後8時05分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長が、本日の会議は議事録を公開とするが、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある等の場合には、島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開とする旨説明した。</p> <p>2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。</p> <p>3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。</p> <p>4 金額審議において、労働者側委員から、世界に名だたる特殊鋼や確かな品質を供給する島根県の鉄鋼業に期待が集まっており、過酷な労働環境での作業もあるが、そこで従事する労働者は確かなプライドを持ち、そしてそれを支える大きな要因が「報酬」となって表れる処遇である。鉄鋼業界の人手不足問題の改善にもつながる鉄鋼業にふさわしい最低賃金が求められていること。鉄鋼の仕事に新規に進みたいと思う人がいないのが実態であり、魅力を感じてもらえるように環境改善が大事であるが、その魅力の一つが賃金であること。基礎調査の影響率をみると、現実的に十分に支払い能力を有している実態を踏まえ、労働者の生計費に最大限配慮した最低賃金の引き上げが必要であること。県最賃との比較において鉄鋼最賃の優位性の確保を図りたいことなどの主張があり、引上げ額55円が提示された。</p> <p>一方、使用者側委員からは、鉄鋼業界はグローバルな見方が必要であるが、世界の過半数を占める中国経済の見通しは不透明であり、また、M&Aによる統廃合がここ数年起きており、業界の状況は厳しいこと。原材料高、エネルギー高で苦勞しており直近の島根の状況は悪いが、特に安来、東出雲の方面の状況が悪いこと。人手不足、人材確保、魅力ある業界にしていかなければならないことなどについては、労側と認識は同じであることなどの主張があり、引上げ額23円が提示された。</p> <p>その後協議した結果、引上げ額を労働者側は53円、使用者側は36円とするとの再提示</p>			

があったものの、現時点でこれ以上の歩み寄りはなく、次回審議において、さらに金額を詰めることとされた。

- 5 部会長から、次回専門部会は公開とし、議事録も公開するが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開とする旨説明し、本日の会議を閉会とした。